

平成 28 年度

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度が始まりました

●取組宣言認証制度ってななに

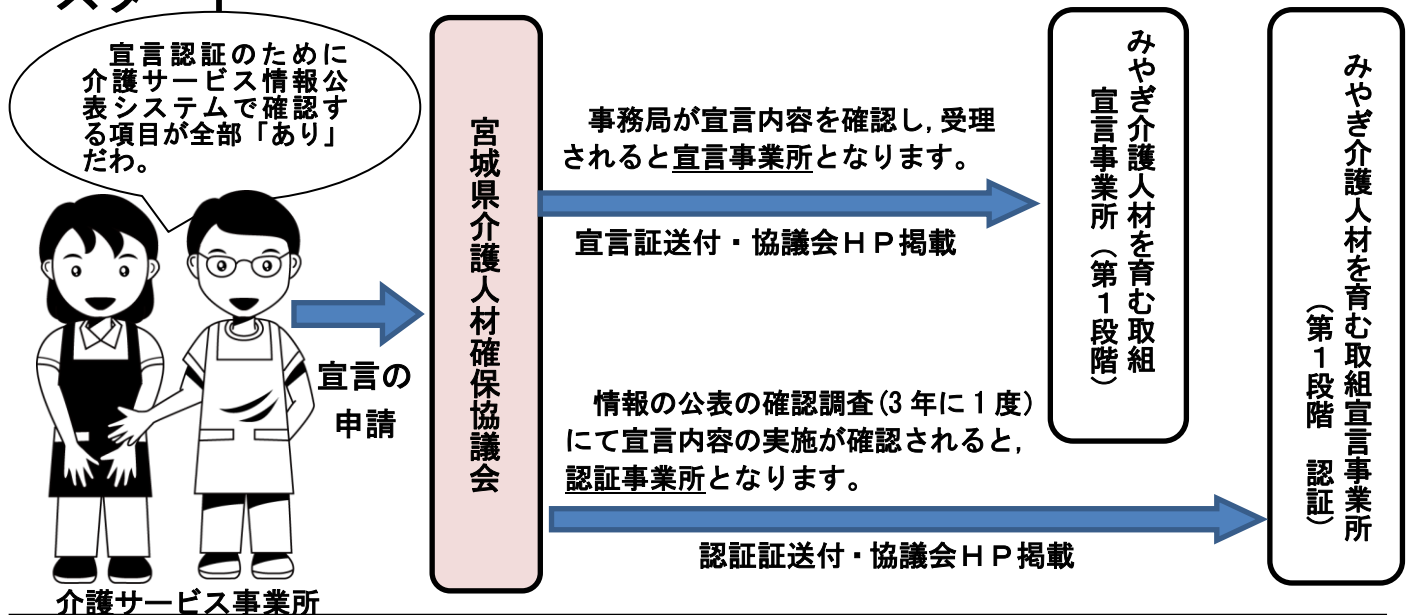
- (1) 介護人材の参入を促すために、介護事業所の人材育成や働きやすさの取組を公表（見える化）する制度です。宣言・認証事業所の情報は宮城県介護人材確保協議会のホームページに掲載します。
- (2) 介護人材の定着のため、介護事業者職場環境レベルアップのきっかけとなる制度です。
- (3) 介護サービス情報公表システムのホームページに掲載されている情報の一部を確認することで、「宣言」「認証」する制度です。費用は掛かりません。申請は事業所単位です。

※ 平成 27 年 6 月に厚労省より、各都道府県での介護人材確保に取り組む認証・評価制度構築にあたっての基本的視点が示されました。これを受け宮城県は、介護事業者が介護人材確保のための取組状況を求職者から「見える化」することで、介護事業者の意識改革を促し、全体の取組の底上げを進めるため、介護人材育成認証制度（みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度）を構築することとしました。

※ 平成 28 年度から、介護サービス情報の公表システムのホームページに掲載されている介護人材の確保・育成についての情報を活用し、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度をスタートします。

※ 認証制度は 2 段階で構成され、第 1 段階は多くの事業者に介護人材育成への取組を公表してもらうこと、第 2 段階（平成 29 年度開始）は介護事業者の職場環境の更なるレベルアップ・改善を促す仕組みとなっています。

●平成 29 年 1 月 10 日取組宣言認証制度（第 1 段階）申請受付スタート



宮城県介護人材確保協議会構成団体：公益財団法人介護労働安定センター宮城支部・
仙台市老人福祉施設協議会・東北福祉大学・一般社団法人宮城県介護福祉士会・
宮城県介護福祉士養成施設協会・公益社団法人宮城県看護協会・宮城県市長会・
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会・一般社団法人宮城県社会福祉士会・宮城県生活協同組合連合会・
宮城県町村会・特定非営利活動法人宮城県認知症グループホーム協議会・
宮城県老人福祉施設連絡協議会・宮城県老人保健施設連絡協議会・
みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会・宮城労働局・宮城県・宮城県教育委員会

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）

平成29年1月10日申請受付開始です
ふるって申請よろしくお願ひします



宣言申請は、介護サービス情報の公表システムで確認する項目（13項目）が全て「あり」の場合に申請できます。（受付期間1月10日～3月10日）

宣言申請 手続き

1. 申請書・確認票をダウンロードします。

◆宮城県のHP⇒サイト内検索⇒みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度について

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/ninsyohyouka.html>

（様式1）みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）申請書
（様式2）みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）確認票

2. 申請書・確認票に記入し、事務局に郵送にて送付します。

（内容確認のため事前にメールにて送付頂き、事務局にて確認後に郵送願ひます）

◆宮城県介護人材確保協議会

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局 担当鈴木由美

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F

TEL: 022-343-8538

E-mail: sn.m33033ys@todock.jp

3. 宮城県介護人材確保協議会が宣言を受理すると、事業所に受理通知と宣言証が送付されます。

①「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）申請書」
受理通知

②「宣言証」 事業所掲示用

※①と②は申請書受理後、1～2か月後に送付します

4. 宮城県介護人材確保協議会のホームページに「宣言事業所」（第1段階）として、掲載されます。

※宣言証発効後、1か月以内に掲載します

5. 宮城県介護人材確保協議会が宣言を認証すると、事業所に認証通知と認証証が送付されます。

・「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）『宣言』
認証通知

・「認証証」 事業所掲示用

6. 宮城県介護人材確保協議会のホームページに「宣言事業所」（第1段階認証）として、掲載されます。

介護サービス情報の公表システムで宣言内容を確認し、「受理」します。

受理

宣言事業所 （第1段階）

介護サービス情報の公表システムの確認調査（3年に1度）で、宣言の内容が確認できたとき、認証します

認証

宣言事業所 （第1段階認証）

■『宣言』事業所（第1段階）の申請について

※「介護サービス情報の公表制度」の公表情報における、下記13項目の全てが「あり」の場合申請できます。

<介護サービス情報「基本情報項目」2項目（既存）>

- 従業者の健康診断の実施状況
- 事業所で実施している、従業者の資質向上に向けた研修内容・実施状況

<介護サービス情報「運営情報項目」4項目（既存）>

- 新任職員向け研修計画の策定（対象者有の場合）
- 新任職員向け研修の実施記録がある（対象者有の場合）
- 全ての現任の従業者向け研修計画の策定
- 全ての現任の従業者向け研修の実施記録がある

<介護サービス情報『その他』項目7項目（新設）宮城県独自>

- 理念・ビジョンの明文化
- 職員が理念・ビジョンについて理解を深めるための取組の実施（ミーティングなどでの確認）
- 職員の就業状況や意向を定期的に確認する仕組みの存在
- 給与体系又は給与表を導入し、職員に周知
- 就業規則作成及び周知（正規・非正規）
- 仕事と育児・介護の両立を支援する取組の実施
- 新任職員向け研修計画の策定【再掲】

■認証制度（第1段階）の宣言日と認証有効期間について

※平成28年度の宣言申請の受付期間（平成29年1月10日～3月10日）に申請書を提出した事業所の宣言日を、平成29年3月31日とします。ただし、確認調査の実施年度によって、認証有効期間が異なります。

○平成28年度に情報の公表の確認調査を受けた事業所

- 宣言日 平成29年3月31日
認証有効期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日
(H28年度確認調査を実施した情報の公表システムの情報で認証)

○平成29年度に情報の公表の確認調査を受ける事業所

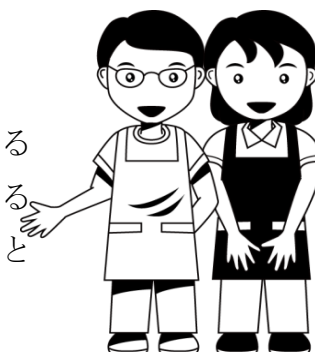
- 宣言日 平成29年3月31日
認証有効期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
(H29年度確認調査を実施した情報の公表システムの情報で認証)

○平成30年度に情報の公表の確認調査を受ける事業所

- 宣言日 平成29年3月31日
認証有効期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日
(H30年度確認調査を実施した情報の公表システムの情報で認証)

「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）」

Q & A (NO1)



Q1 『宣言』するってどんなこと

A1 事業所が「介護人材を育てる・職員の意向を聞く」などの仕組みがあるという職場環境を『見える化』することで、介護人材の参入の一助となることを目的としています。また、宣言に向けて、職場環境を改善することも期待しています。

Q2 介護サービス情報の公表制度の確認調査がない年度ですが宣言できますか。

A2 確認調査の年度でも、確認調査がない年度でも「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（第1段階）」の宣言ができます。ただし、確認調査がない年度で宣言した場合、宣言日と認証日にタイムラグが生じることとなります。

Q3 介護サービス情報の公表システムの「その他」宮城県独自項目について、記入しませんでした。記入したいのですがどうしたらいいでしょう。

A3 介護サービス情報の公表システムに公表された後、情報の「その他」宮城県独自項目は、修正できます。

Q4 介護サービス情報の公表制度宮城県独自項目「職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みの存在」についてですが、定期的に把握する仕組みがありません。新たに仕組みを構築するのは、難しいのですが。

A4 現在行われているミーティングや、ユニット会議において職員の意向を聞く時間を確保したり、必要に応じ上司が面談しているという取組でも構いません。ただし、職員の意見を聞いた事が分かる記録が必要です。

Q5 介護サービス情報の公表制度宮城県独自項目「給与体系又は給与表を導入し、職員に周知」についてですが、就業規則はあるのですが、給与規程がありません。

A5 就業規則には『賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項』について必ず記載しなければなりません。給与規程がなくても、就業規則により、確認することもできます。

【お問い合わせ】 ◆みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局
認証制度事務局 担当 鈴木由美
TEL : 022-343-8538
E-mail : sn.m33033ys@todock.jp

◆宮城県保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班
TEL : 022-211-2536